

2018 年度

# 学位申請手続要項

岩手県立大学大学院看護学研究科

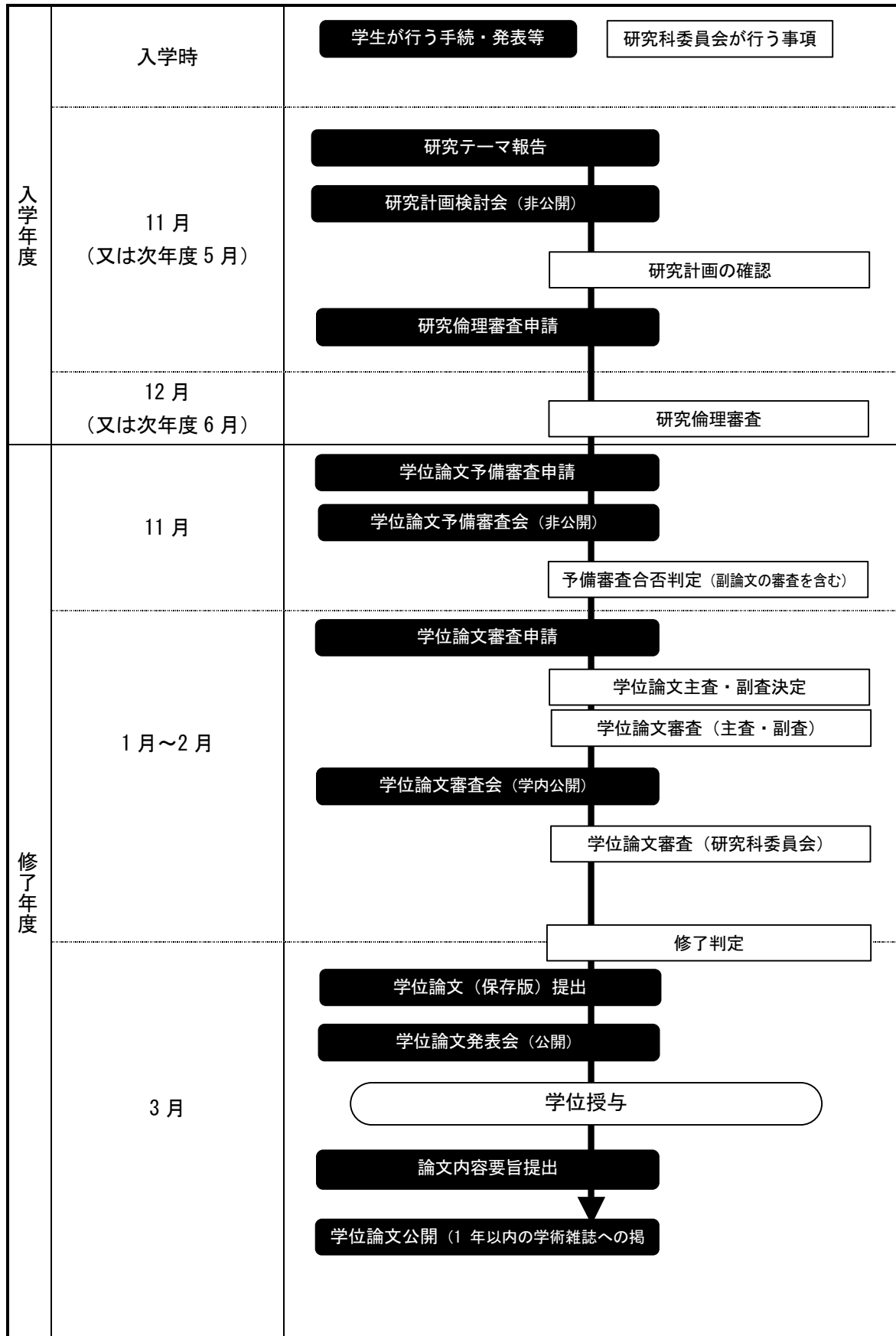
2018 年 4 月 1 日



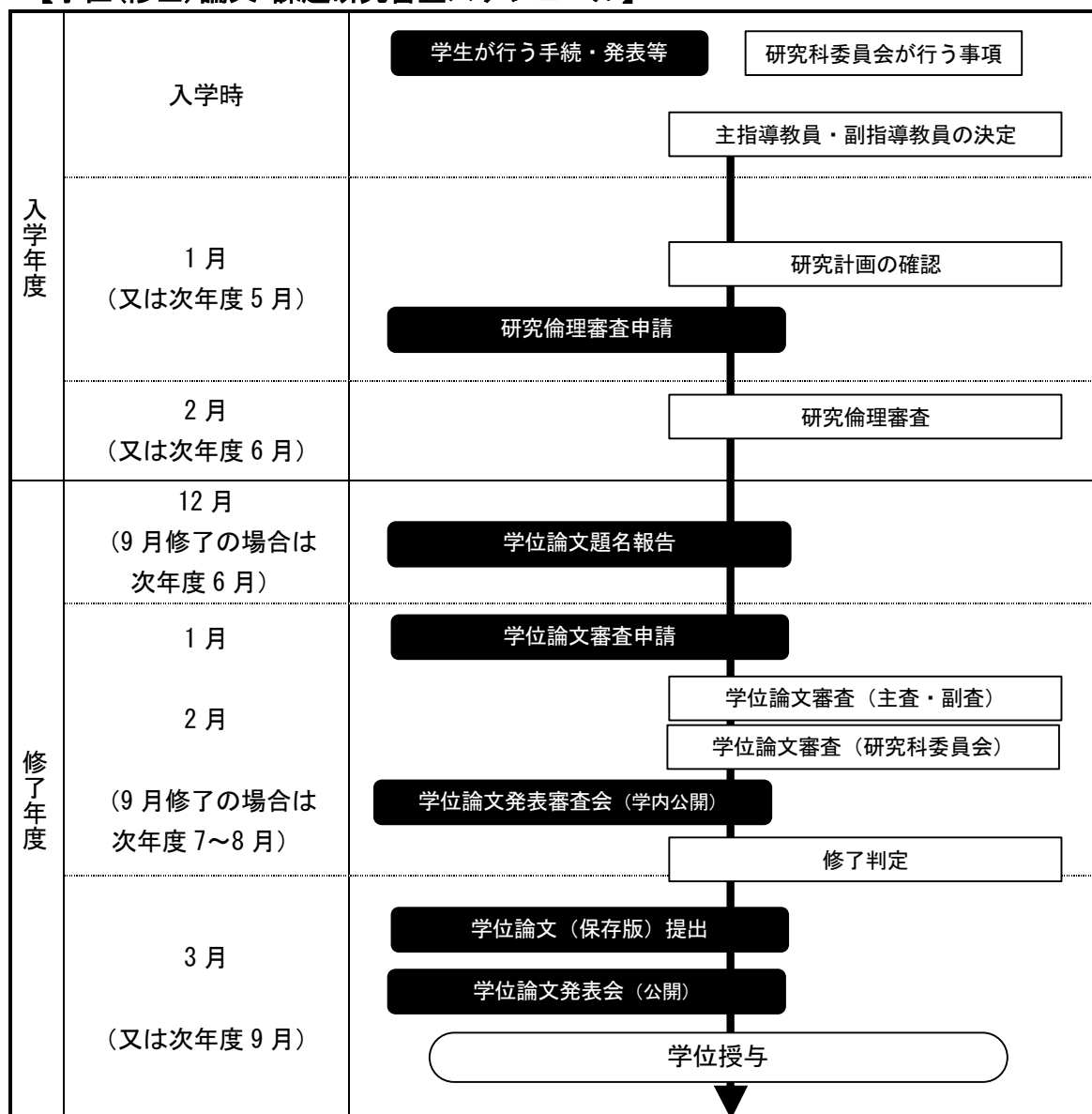
## 目次

学位(博士)論文審査スケジュール	・・・	1
学位(修士)論文・課題研究審査スケジュール	・・・	2
◆様式集		
研究テーマ・指導教員変更願(様式第1号)	・・・	4
研究テーマ報告書(様式第2号)	・・・	5
研究倫理審査申請書(様式第3号)	・・・	6
研究倫理審査申請書(動物実験用)(様式第4号)	・・・	8
研究倫理審査判定通知書(様式第5号)	・・・	10
研究倫理審査判定異議申立書(様式第6号)	・・・	11
研究倫理審査承認証明書(様式第7号)	・・・	12
学位論文題名報告書(様式第8号)	・・・	13
学位論文題名変更申請書(様式第9号)	・・・	14
学位論文予備審査申請書(様式第10号)	・・・	15
学位論文要旨(和文)(様式第11号)	・・・	16
学位論文要旨(英文)(様式第12号)	・・・	17
承諾書(様式第13号)	・・・	18
学位論文予備審査結果通知書(様式第14号)	・・・	19
学位申請書(博士)(様式第15号)	・・・	20
学位論文審査報告書(様式第16号)	・・・	21
学位授与審査結果通知書(様式第17号)	・・・	22
学位申請書(修士)(様式第18号)	・・・	23
学位論文作成要領(様式B)	・・・	24
◆資料集		
学位論文研究計画作成要領(資料A)	・・・	32
岩手県立大学大学院看護学研究科学位授与手続要領(資料B)	・・・	33
岩手県立大学大学院看護学研究科研究倫理規程(資料C)	・・・	40
岩手県立大学大学院看護学研究科における研究に関する指針 (資料D)	・・・	43

**【学位(博士)論文審査スケジュール】**



## 【学位(修士)論文・課題研究審査スケジュール】



### 【注意事項】

- ① 書類(学位論文を含む。)の提出は、次によること。
  - ・ 提出書類は、「岩手県立大学大学院看護学研究科学位授与手続要領」による。提出部数は指定された部数とする。
  - ・ 書類の提出期限は各年度当初に配布する「看護学研究科スケジュール」によるものとし、締切り時刻は全て12時とする。
  - ・ 書類の提出先は、原則として看護学部事務室とする。
- ② 研究倫理審査、学位論文予備審査、学位論文審査結果通知は、院生個々に研究科長より発行される。院生は受領後、厳重に管理すること。
- ③ 研究計画検討会及び学位論文発表審査会の発表時間は、次のとおりとする。  
 博士後期課程：発表30分、質疑応答20分　博士前期課程：発表20分、質疑応答10分
- ④ 学位論文発表会審査会等において「学内公開」とあるのは、学部教員及び本研究科所属学生への公開をいう。
- ⑤ 研究計画変更に伴う研究倫理審査申請は、原則として毎月第3火曜日(研究科推進会議開催前日)を締切日とし、翌月第4水曜日(研究科委員会開催)以降に結果を通知する。

# 様式集

## 研究テーマ・指導教員変更願

（西暦） 年 月 日

看護学研究科長 様

看護学研究科 看護学専攻\_\_\_\_\_課程

領域・分野\_\_\_\_\_

学籍番号\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_印

下記のとおり変更したいので願います。

記

1 現行

2 変更後

3 変更理由

注意事項：変更内容（研究テーマ・指導教員）を明記すること  
指導教員の場合は専門分野・職位・氏名を明記すること  
変更理由を詳細に記載すること

(A 4)

## 研究テーマ報告書

（西暦） 年 月 日

看護学研究科長 様

看護学研究科 看護学専攻博士後期課程

領域・分野

学籍番号

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

主指導教員

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり研究テーマを報告します。

記

### 1 研究テーマ

---

---



研究倫理審査申請書（新規・変更）

（西暦） 年 月 日

看護学研究科長 様

申請者  
 学籍番号 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印

※受付番号：

研究テーマ		
所属研究領域 及び研究分野	領域	分野
指導教員		
添付書類	1. 研究計画書 : <input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 該当なし 2. 依頼書、説明書 : <input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 該当なし 3. 同意書 : <input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 該当なし 4. 調査用紙等 : <input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 該当なし 5. その他 ( )	
研究期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
変更 申請の 場合	変更事項	
	変更理由	

1. 研究の概要

1) 研究の目的・意義	
2) 対象者（数）及び 対象者として選定 した理由	
3) 研究方法	
4) 実施場所	

5) 成果の公表方法	
6) 研究経費支出種目 (研究資金)	

## 2. 研究における倫理的配慮

1) 対象となる個人の 人権の擁護	
2) 対象となる人の理 解を求め、同意を得 る方法	
3) 対象となる人への 危険・不利益	
4) 対象となる人への 利益(謝礼を除く)	
5) 予測される学問的 ・社会的な貢献	
6) 資料・試料の保管 ・廃棄方法	
7) 謝礼	

## 3. その他

--

(A4)

研究倫理審査申請書（動物実験用）（新規・変更）

（西暦） 年 月 日

看護学研究科長 様

申請者  
学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

※受付番号：

研究テーマ			
所属研究領域 及び研究分野	領域		分野
指導教員			
添付書類	1. 動物実験計画書： <input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 該当なし 2. その他（ _____ ）		
研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
変更 申請の 場合	変更事項		
	変更理由		

1. 研究の概要

1) 研究の目的・ 意義	
-----------------	--

2. 研究における動物への配慮

1) 施設等	飼養保管施設		実験室	
2) 動物実験を 必要とする 理由	<input type="checkbox"/> 1. 代替手段がない <input type="checkbox"/> 2. 代替手段の制度が不十分 <input type="checkbox"/> 3. 代替手段では経費がかかる <input type="checkbox"/> 4. その他（ _____ ）			

3) 使用動物	動物種	系統	性別	頭数	微生物学的品 質	入手先
4) 実験内容						
5) エンドポイント						
6) 人への安全 ・周囲環境 への影響等						
7) 苦痛の軽減						
8) 安楽死の方法	<input type="checkbox"/> 1. 麻酔吸入 ( ) <input type="checkbox"/> 2. 頸椎脱臼 <input type="checkbox"/> 3. 断頭 <input type="checkbox"/> 4. 脱血 <input type="checkbox"/> 5. その他 ( )					
9) 死体の処理 法	<input type="checkbox"/> 1. 凍結保存後業者に引き渡し <input type="checkbox"/> 2. その他 ( )					
10) 予測される学問的・社会的な貢献						
11) その他						

(A4)

様式第5号（第8条関係）

（西暦） 年 月 日

申請者

学籍番号

氏名

看護学研究科長 印

### 研究倫理審査判定通知書

審査の結果、下記のとおり判定したので通知します。

	受付番号	
研究テーマ		
判定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 条件付承認 <input type="checkbox"/> 変更の勧告 <input type="checkbox"/> 不承認	
承認番号		
条件、勧告又は 不承認の理由等		
承認された研究期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

(A4)

## 研究倫理審査判定異議申立書

(西暦) 年 月 日

看護学研究科長 様

申請者

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印

年 月 日付の研究倫理審査判定通知に対して、次のとおり異議がありますので、再審査をお願いいたします。

※受付番号：

研究テーマ	
理 由	
添付書類	

- 注意事項
- 1 理由は、詳細に記載すること。
  - 2 関係資料を添付すること。

(A 4)

## 研究倫理審査承認証明書

下記の研究は、研究倫理審査の結果、承認されたものであることを証明します。

承認番号	
1 研究テーマ	
2 所 属	
3 学 籍 番 号	
4 氏 名	
5 研 究 期 間	
6 備 考	

（西暦） 年 月 日

岩手県立大学大学院看護学研究科長

氏 名 印

（A4）

## 学位論文題名報告書

(西暦) 年 月 日

看護学研究科長 様

看護学研究科 看護学専攻\_\_\_\_\_課程

領域・分野\_\_\_\_\_

学籍番号\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

主指導教員

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり学位論文の題名を報告します。

記

1 学位論文題名

---

---



## 学位論文題名変更申請書

（西暦） 年 月 日

看護学研究科長 様

看護学研究科 看護学専攻\_\_\_\_\_課程

領域・分野\_\_\_\_\_

学籍番号\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

主指導教員

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり学位論文の題名を変更したいので報告します。

記

1 変更前の学位論文題名

\_\_\_\_\_

2 変更後の学位論文題名

\_\_\_\_\_

3 変更の理由

\_\_\_\_\_

(A4)

様式第 10 号 (第 13 条関係)

## 学位論文予備審査申請書

(西暦) 年 月 日

岩手県立大学看護学研究科長 様

看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

博士論文予備審査を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

### 記

#### 提出書類

- |   |                     |   |
|---|---------------------|---|
| 1 | 博士論文 (予備審査用)        | 部 |
| 2 | 博士論文要旨 (和文) (予備審査用) | 部 |
| 3 | 博士論文要旨 (英文) (予備審査用) | 部 |
| 4 | 副論文 1 編             | 部 |

(A 4)

様式第 11 号 (第 13 条、第 17 条、第 18 条、第 24 条、第 31 条関係)

学位論文要旨 (和文)

題名 :

専攻領域・分野 :

学籍番号 氏名 :

【目的】

【方法】

【結果】

【考察】

キーワード : (5 語以内)

- \* パソコン等のワープロソフトを用いて、A4 版横書き 2 枚以内とすること。  
字数・行数は 40 字 30 行 (改行ピッチ 6~8mm、10~11 ポイント) とする。

様式第 12 号 (第 13 条、第 17 条、第 18 条、第 24 条、第 31 条関係)

学位論文要旨 (英文)

Title :

Field :

No. Name :

Key words : (5 words)

- \* パソコン等のワープロソフトを用いて、A4 版横書き 2 枚以内とすること。  
字数・行数は 40 字 30 行 (改行ピッチ 6~8mm、10~11 ポイント) とする。



## 学位論文予備審査結果通知書

様

学位（博士）論文予備審査の結果、以下のとおり判定したので通知します。

論文題名	
研究領域	
学籍番号	
判 定	

(西暦) 年 月 日

岩手県立大学大学院看護学研究科長

氏 名 印

(A 4)

## 学位申請書 (博士)

(西暦) 年 月 日

岩手県立大学長 様

看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

指導教員

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

岩手県立大学学位規程第 4 条の規定に基づき、下記の書類を添えて学位の授与を申請します。  
記

1 申請する学位 博士 (看護学)

2 提出書類

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 博士論文        | 部 |
| (2) 博士論文要旨 (和文) | 部 |
| (3) 博士論文要旨 (英文) | 部 |
| (4) 副論文 1 編     | 部 |

(A 4)

## 学位論文審査報告書

(西暦) 年 月 日

看護学研究科長 様

論文審査委員会

主査 \_\_\_\_\_ 印

副査 \_\_\_\_\_ 印

副査 \_\_\_\_\_ 印

論文等題名 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

論文審査及び修了試験の結果



## 学位授与審査結果通知書

様

学位授与審査の結果、以下のとおり判定したので通知します。

申請学位	博士 (看護学) ・ 修士 (看護学)
論文題名	
研究領域	
学籍番号	
判定	

(西暦) 年 月 日

岩手県立大学大学院看護学研究科長

氏 名 印

(A 4)

## 学位申請書 (修士)

(西暦) 年 月 日

岩手県立大学長 様

看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

指導教員

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

岩手県立大学学位規程第 4 条の規定に基づき、下記の書類を添えて学位の授与を申請します。

### 記

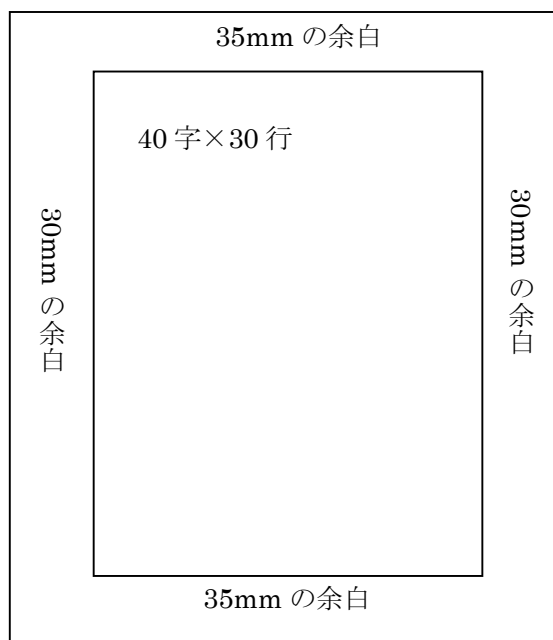
- 1 申請する学位 修士 (看護学)
- 2 提出書類
  - (1) 修士論文又は特定の課題についての研究の成果 部
  - (2) 修士論文等要旨 (和文) 部

## 学位論文作成要領

学位論文（以下、論文）の作成は、この要領を参考にすること。

### 1. 論文の形式

- 1) 論文の形式は、パソコン等のワープロソフトを用いて、A4 版横書き、字数・行数は 40 字 30 行（改行ピッチ 6～8mm、10～11 ポイント）とする。



### 2) 論文の審査用の表紙

(西暦) ○○年度修士論文
(西暦) ○○年度課題研究
(西暦) ○○年度博士論文
題 名
(英文タイトル：博士論文のみ)
領域・分野
学籍番号
氏名

3) 修士論文最終版について

- (1) 片面刷りで製本する。
- (2) 背表紙と表紙カバーは研究科で準備したものを使う。
- (3) 内表紙には、論文題名、学籍番号、氏名を記載する。
- (4) 内表紙の次に要旨とする。
- (5) 要旨の次に目次とする。
- (6) 目次の次から本文とし、下部の中央に頁番号をつける。

<修士論文表紙・背表紙>

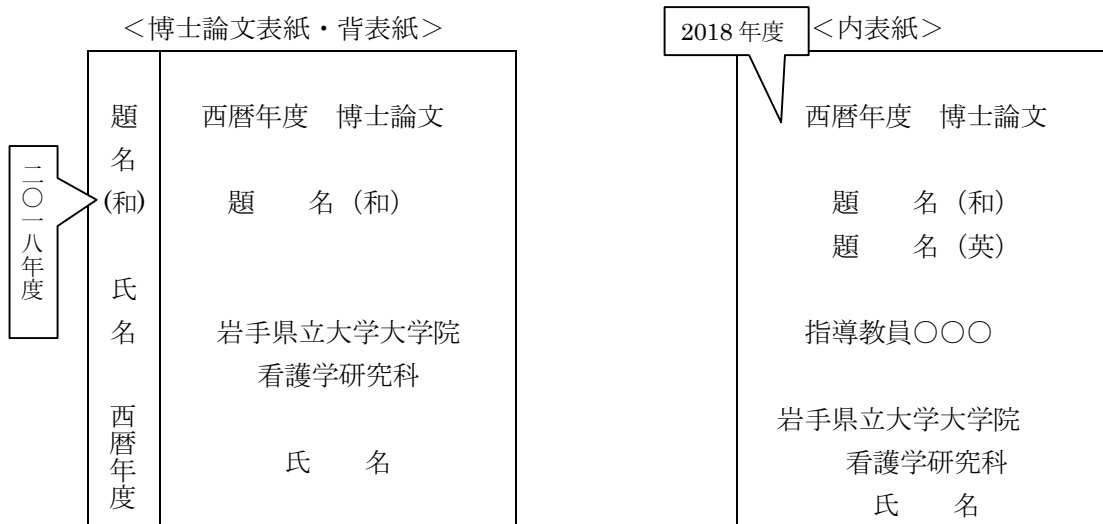
2018年度	
西暦年度	西暦年度 修士論文 課題研究
氏名	氏 名
西暦年度	岩手県立大学大学院 看護学研究科
	氏 名

<内表紙・目次>

	要旨	一 目 次	第 I 章序論
題 名		○○○……………1 ○○○……………7	
領域・分野 学籍番号 氏 名	キーワード Key words:		—1—

4) 博士論文保存版について

- (1) 片面刷りで製本する。
- (2) 黒色のカバーとする。表紙、背表紙とも西暦(年度)、論文題名、氏名を金文字で記載する。
- (3) 内表紙には、西暦(年度)、論文題名(和文・英文)、指導教員名、氏名を記載する。
- (4) 内表紙の次に要旨とし、和文2ページ、英文2ページの順とする。
- (5) 要旨の次に目次とする。
- (6) 目次の次から本文とし、下部中央に頁番号をつける。



<要旨・目次・本文>

要旨 (和文) (2頁)	要旨 (英文) (2頁)	- 目次 -  〇〇〇-----1 〇〇〇-----7	本文
キーワード	Key words:		-1-

## 2. 論文の内容

論文は、原則として以下の事項から構成される様に作成する。なお、図表および資料については、審査用の場合には最後にそれらごと一括して提出しても良いが審査終了後の製本では本文内の適当な箇所に挿入する。

- 要旨（最終版のみ記載）
- 目次
- 第Ⅰ章 序論（または研究目的）
- 第Ⅱ章 文献（先行研究）検討
- 第Ⅲ章 研究方法
  - ・研究仮説
  - ・用語の定義
  - ・概念枠組み
- 第Ⅳ章 結果
- 第Ⅴ章 考察（研究の限界を含む）
- 第Ⅵ章 結論
- 謝辞
- 文献（引用文献）
- 資料（付録）

## 3. 頁の記載

頁は、序論から文献の最終頁まで、－ 1 －、－ 2 －、－ n －のようにつける。記入場所は、下中央とする。資料にはページをつけない。

## 4. 本文の作成

### 1) 要旨

要旨は、和文（1,600～2,000字）とする。また、キーワードを和文・英文それぞれによる5語を要旨の下段に記載する。

（Key words は、Medical subject headings（国立医学中央図書館）を参照可）

（例） キーワード：高齢者、心拍出量、心拍数

Key words : elderly people, cardiac output, heart rate

### 2) 見出し

各章には小見出しをつける。見出しと区分は、Ⅰ. 1. 1) (1) ① の順序とする。

## 5. 図表と資料の添付

図表および資料は、白紙（本文と同質）を用いて作成し、それぞれに一連番号を付し、また、それらの内容を示す標題（図は下、表は上）をつける。表の大きさは、最大A3サイズまでとする。

なお、図表は、製本した論文には本文内の適当な箇所に挿入するが、審査用の論文の場合には、最後にそれらごと一括して提出してもよい。

ただし、

- ①本文の右余白欄に、図表の番号を図3・表4のように記入する。
- ②末尾に一括したそれぞれの図表および資料の上段には、本文に挿入すべき頁番号をつける。

## 6. 註記

註記は、脚注としてその頁の下あるいは最後にまとめて記載する。また、本文中の註記には＋、＋＋を右肩に上付1/4角をつけ、文献番号1)、5)や統計学上の有意水準\*、\*\*\*とは区別する。

## 7. 文献

### 1) 文献欄での記載順序

文献欄には、著者名のアルファベット順に列記する。ただし、同著者の文献は、年代の古い順に記載する。

### 2) 本文中での文献記載方法

本文中には、著者名(姓)と著者名の後に発行年次を括弧表示する。文末に記載する場合は、著者名(姓)と発行年次を括弧表示する。

(例)

- ・本文中では、林(2004)、島田と林(2003)、石久保ら(2002)、Yeo and Hayashi(1996)
- ・文末では、(林, 2004)、(島田, 林, 2003)、(石久保ら, 2002)、(Yeo & Hayashi, 1996)、(Hamric et al., 1996)

### 3) 文献欄での記載方法

文献欄での記載方法は、概ね以下のとおりとする。この場合、共著者は6名までとする。

#### (1) 定期刊行物(雑誌)

- ① 著者名(発行年次、西暦年数):論文の表題. 掲載雑誌名(List of journals indexed in index medicos, 医学中央雑誌・収録雑誌略名表に準拠した略名可), 号もしくは巻(号)(1号から連続号の場合には省略可):最初の頁-最後の頁.

(例)

- ・水流聡子, 中西睦子, 植田喜久子, 桂俊樹, 眞嶋朋子(1995): 臨床看護から見た日常生活行動レベルの評価. 日本看護科学学会, 15, 58-66.
- ・Yeo, S. A., Hayashi, R.H., Wan, Y., Rejman, E., Black, B. & Eakin, B. et al.(1996): Effect of gestational duration on metabolic response to arm exercise. Bull. Osaka Pref. Coll. of Nurs. 2, 1-8.

## (2)単行本

- ① 著者名（発行年次、西暦年数）：書名（版数 初版は省略可），頁数，出版社名，発行地
- ② 著者名（発行年次、西暦年数）：論文の表題，編集者または監修者名，書名（版数 初版は省略可），頁数，出版社名，発行地（欧文は編集者や監修者名の前に In，後に(Ed.) または(Eds.)を記載

### (例)

- ・芝祐順(1979)：因子分析法（第2版），20，東京大学出版会，東京.
- ・Morse, J. M. & Field, P. A. (1995) : Qualitative research methods of health professionals (2nd ed.). 21-41, SAGE Pubcations, California.
- ・迫田環，植田喜久子，田村典子，村上明子，阪本恵子，鴨井君和(1993)：行動形成プログラム A バイタルサイン・罨法. 阪本恵子編著，看護教育と看護実践に役立つ行動形成プログラム，28-31，廣川書店，東京.
- ・Spross, J. A., & Baggerly, J.(1989) : Models of advanced nursing practice. In A. B. Hamric & J. A. Spross(Eds.), The clinical nurse specialist in theory and practice(2nd ed.), 21-24, W. B. Saunders Company, Philadelphia.

## (3) 訳本

原著者名（原著の発行年次）：原著名. 出版社名，発行地. /訳者名（翻訳書の発行年次）：翻訳書の書名(版数)，頁数，出版社名，発行地.

### (例)

- ・Fawcett, J.(1989) : Analysis and evaluation of concept models of nursing(2nd ed.). F. A. Davis Company, Philadelphia./小島操子監訳（1990）：看護モデルの理解 分析と評価，120，医学書院，東京.
- ・Polit, D. F., Hungler, B. P.(1987) : Nursing research, Principles and methods. J.B. Lippincott Company, Philadelphia./近藤潤子監訳(1994):看護研究－原理と方法，239-256，医学書院，東京.

## 8. 資料

資料は、文献欄と区別して作成する。



## 9 学位論文の要旨の提出

学位申請時は、学位論文または特定の課題に関する研究の成果には、学位論文の要旨（様式第11号、様式第12号）を綴じずに提出する。

学位論文または特定の課題に関する研究の成果の最終版に綴じる要旨には、題名、専攻領域、学籍番号を記載しない（学位論文作成要領1、3の項を参照）。

題名：	}	→ 学位論文最終版では、題名、専攻領域、学籍番号は記載不要
専攻領域・分野：		
学籍番号・氏名：		
要旨		
【目的】		
【方法】		

【結果】
【考察】
キーワード：
Key words：

## 資料集

## 学位論文研究計画作成要領

岩手県立大学大学院看護学研究科学位論文の研究計画申請のために提出する研究計画申請書は、次の項目を含むものとする。

### (修士論文・課題研究・博士論文) 研究計画書

1. 提出年月日：平成 年 月 日
2. 所属分野：
3. 学籍番号：
4. 氏名：
5. 指導教員：主指導教員の氏名を記入する。
6. 研究テーマ：
 

学位論文の研究テーマとして、原則的には既に提出済みのテーマを記載する。ただし、主指導教員の確認を得た上で変更することは可能である。
7. 研究背景
 

研究の背景としてどのような現状や課題があるのかを、先行研究や文献を用いて述べる。
8. 研究目的と意義：
 

研究の目的を明記する。  
この研究によってどのような成果や新しい発見が予測できるのか、看護研究としての意義を具体的に記載する。
9. 研究方法
  - 1) 研究デザイン
 

記述的研究か、分析的な研究か、実験的研究かなどの研究タイプと、取り上げる要因あるいは変数の構成。
  - 2) 対象
 

研究対象と対象数。対象をどのように選択するか、その選択基準とサンプリング方法。
  - 3) データ収集法
 

どのような変数（観察要因など）をどのような方法で測定し、それをどのようにデータ収集するかを具体的に記入する。質問紙を使用する場合は、その質問紙素案を添付する。
  - 4) 分析方法
 

データをどのように解析するか記入する。
10. 研究期間（西暦）年 月 日～（西暦）年 月 日
11. 研究倫理
 

研究上の倫理的配慮はどのようになされているか具体的に記入する。

#### [注意]

1. 表題は、修士論文、課題研究、博士論文のうち該当するものを記入すること。
2. 1～11項目は必ず網羅し、パソコン等のワープロソフトを用いて、A4版横書き、1行40字、1頁40行、本文を5頁程度でまとめること。
3. 研究に必要な倫理の詳細については、「岩手県立大学大学院看護学研究科における研究に関する指針」（資料D）を参照すること。

## 岩手県立大学大学院看護学研究科学位授与手続要領

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県立大学大学院学則（以下「学則」という。）、岩手県立大学学位規程（以下「学位規程」という。）その他の諸規程に定めるもののほか、看護学研究科（以下「研究科」という。）における学位授与に関する手続について定めるものとする。

(主指導教員)

第2条 学生の研究指導の責任者として、学生ごとに主指導教員を定める。

- 2 主指導教員は、看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て看護学研究科長（以下「研究科長」という。）が定めるものとし、主指導教員を変更する場合においても同様とする。
- 3 学生は、主指導教員を変更する必要がある場合には、研究テーマ・指導教員変更願（様式第1号）により研究科長に申請するものとする。
- 4 博士前期課程の学生にあつては、主指導教員が担当する専門分野科目2単位以上を履修しなければならない。

### 第2章 研究計画の確認

(研究テーマ報告及び副指導教員)

第3条 博士後期課程の学生は、学位取得のために行おうとする研究のテーマについて、主指導教員の承認を得て、研究テーマ報告書（様式第2号）により研究科長に報告しなければならない。博士前期課程の学生は、テーマ報告書（様式第2号）の提出は不要である。

- 2 学生は、研究テーマを変更する必要がある場合には、主指導教員の確認を得た上で、研究テーマ・指導教員変更願（様式第1号）により研究科長宛に申請することができる。
- 3 博士前期課程の学生の指導は、主指導教員と副指導教員2名の3人体制で研究指導を行う。
- 4 研究科長は、研究科委員会の議を経て、学生ごとに主指導教員1名と副指導教員2名から成る論文審査会を設置するものとする。
- 5 論文審査会には、外部指導教員をおくことができるものとする。

(研究計画の確認)

第4条 博士後期課程の学生は、当該研究計画の妥当性及び実施可能性等について研究科委員会による確認（以下「研究計画の確認」という。）を受けなければならない。

- 2 研究計画の確認に必要とする書類及び提出部数は、次のとおりとする。  
研究計画書及び関係書類 研究科委員会から指定された部数

(研究計画検討会)

第5条 研究科長は、博士後期課程の学生の研究計画の確認のため研究計画検討会を実施するものとする。

- 2 研究計画検討会は、非公開とし、申請者による研究計画の発表及び研究科委員会委員からの質疑をもって行う。

### 第3章 研究倫理審査

#### (研究倫理審査)

第6条 学生は、学位取得のために行おうとする研究の内容について、倫理的妥当性に関する審査（以下「研究倫理審査」という。）を受けなければならない。

2 研究倫理審査の申請書類及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 研究倫理審査申請書（様式第3号又は様式第4号）

研究科委員会から指定された部数

(2) 研究計画書及び関係書類 研究科委員会から指定された部数

3 研究倫理審査申請における研究期間は、当該申請者の在学予定期間を超えることができない。

#### (研究倫理審査会)

第7条 研究倫理審査は、岩手県立大学大学院看護学研究科研究倫理審査会（以下「審査会」という。）において行う。

2 研究倫理審査の基準及び研究倫理審査会に関する事項は、別に定める。

#### (研究倫理審査の判定)

第8条 研究科長は、審査会から研究倫理審査結果の報告を受けた場合には、研究科委員会の議を経て当該研究倫理審査の判定を決定するものとする。

2 研究科長は、前項の判定結果について、研究倫理審査判定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の通知に当たり、判定が条件付承認、変更の勧告又は不承認の場合には、その理由等を記載しなければならない。

#### (審査の異議申し立て)

第9条 学生は、前条の研究倫理審査判定通知に対して異議のある場合は、判定通知書を受け取った後の3週間以内に、研究倫理審査判定異議申立書（様式第6号）により研究科長に対し異議申し立てを行うことができる。

2 前項の異議申し立てが提出された場合、研究科長は審査会を召集し、審査会は3週間以内に再審査の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

#### (研究倫理審査承認証明)

第10条 研究科長は、研究倫理審査において承認と認められた学生に対し、研究倫理審査承認証明書（様式第7号）を交付するものとする。

#### (研究計画の変更)

第11条 学生は、承認された研究計画に変更が生じたときは、研究科長に対し研究倫理審査の再審査を申請しなければならない。

2 前項の再審査申請の手続は、第6条から第10条までの規定を準用する。

3 計画そのものに変更が無く、承認期間延長のみの変更の場合は、第6条の2で定められた提出書類の一部を省き、次のとおりとする。

(1) 研究倫理審査申請書（変更）：変更事項に「期間延長のみ」、と明記し、変更理由は具体的に記載すること。また、3. その他の欄に下記についての記述を行うこと。

- ・進捗状況の概要
    - ①依頼関連およびデータ収集が終了しているか否か
    - ②上記が終了していない場合は、現時点までの進捗について必ず記述すること
  - ・前回の承認時からの変更事項（所属、データ収集場所など）
  - ・その他、研究倫理に関連する事項（これについては指導教員に確認すること）
- (2) その他の提出物
- ・「研究倫理審査承認証明書」の全てのコピー
  - ・データ収集が終了せず、前回からの変更事項がある場合には、それに関する書類

#### 第4章 論文題名報告

(論文題名報告)

- 第12条 修士の学位を申請しようとする学生は、修士の学位論文又は特定の課題に関する研究の成果（以下「修士論文等」という。）の題名について、あらかじめ学位論文題名報告書（様式第8号）により研究科長に報告するものとする。
- 2 学位論文題名報告書を提出した後に修士論文等の題名を変更する場合には、学位論文題名変更報告書（様式第9号）により研究科委員会の承認を得なければならない。
- 3 前項の規定は、博士の学位論文予備審査申請後に博士の学位論文の題名を変更する場合において準用する。

#### 第5章 博士の学位申請

(博士論文予備審査)

- 第13条 本研究科の博士後期課程に在学する学生が博士の学位を申請しようとする場合は、あらかじめ学位論文の提出の可否に関する審査（以下「予備審査」という。）を受けなければならない。
- 2 予備審査の申請書類及び提出部数は、次のとおりとする。
- (1) 学位論文予備審査申請書（様式第10号） 1部
  - (2) 学位論文（予備審査用） 1部
  - (3) 学位論文等要旨（和文）（様式第11号） 研究科委員会から指定された部数
  - (4) 学位論文等要旨（英文）（様式第12号） 研究科委員会から指定された部数
  - (5) 副論文1編 1部

(副論文)

- 第14条 前条第2項第5号の副論文は、次のすべてに該当することを要件とする。
- (1) 学位論文に関連する内容の論文であること。
  - (2) 予備審査会実施予定日の前日から起算して8年前の日以降に発表された査読付き原著論文であること。ただし、学会誌に掲載されたものについては、研究報告を含めることができる。
  - (3) 学術雑誌等に掲載予定である場合には、掲載証明書の添付があること。
  - (4) 共著論文である場合には、申請者が筆頭著者であり、かつ、副論文としての提出に関し共著者全員から承諾書（様式第13号）が得られていること。

(予備審査会)

- 第15条 研究科長は、予備審査申請書類の提出があった場合には、学位論文及び副論文を研究科委員会委員への閲覧に供した後、予備審査会を実施するものとする。

- 2 予備審査会は非公開とし、申請者からの論文発表及び研究科委員会委員からの質疑をもつて行う。
- 3 研究科委員会は、予備審査会及び申請書類の内容に基づき、研究の進捗状況及び学位論文としての完成の見込等に留意のうえ、予備審査の可否を審査する。
- 4 研究科長は、予備審査の結果について、学位論文予備審査結果通知書（様式第 14 号）により申請者に通知するものとする。

（研究指導科目の単位認定）

第 16 条 博士後期課程における研究指導科目の単位は、前条の予備審査に合格した者に対し認定する。

（博士の学位申請）

第 17 条 予備審査に合格した学生が博士の学位を申請しようとする場合の申請書類及び提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 学位申請書（博士）（様式第 15 号） 1 部
- (2) 学位論文 4 部
- (3) 学位論文要旨（和文）（様式第 11 号） 4 部
- (4) 学位論文要旨（英文）（様式第 12 号） 4 部
- (5) 副論文 1 編 1 部

（学位論文審査）

第 18 条 学位規程第 6 条第 1 項に規定する論文審査委員会における学位論文の審査は、提出された学位論文の内容の審査及び口頭試問により行う。

- 2 学位を申請した学生は、前項の審査において学位論文の修正が必要となった場合には、別に定める期日までに修正後の学位論文を提出しなければならない。
- 3 前項の場合における書類の提出部数は、次のとおりとする。
  - (1) 学位論文 4 部
  - (2) 学位論文要旨（和文）（様式第 11 号） 研究科委員会から指定された部数
  - (3) 学位論文要旨（英文）（様式第 12 号） 研究科委員会から指定された部数

（博士の学位論文の審査基準）

第 19 条 博士の学位論文の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 研究の目的、方法、結果及び考察の一貫性並びに妥当性
- (2) 看護学研究としての独創性及び有用性（新しい看護学の理論構築並びに看護方法及び技術の開発）
- (3) 論文発表及び当該発表時の質問への対応状況

（論文審査報告）

第 20 条 学位規程第 8 条に規定する論文審査会の報告は、学位論文審査報告書（様式第 16 号）により行うものとする。

（学位論文発表審査会）

第 21 条 研究科長は、論文審査委員会から審査結果の報告があったときは、学位論文発表審査会を実施するものとする。

- 2 学位論文発表審査会は修了試験を兼ねる。

(博士の学位授与の審議)

第22条 学位規程第9条第1項に規定する議決は投票により行うものとし、有効投票数の過半数をもって合格と判定する。

- 2 前項の投票の結果、可否同数の場合には、研究科長の決するところによる。
- 3 研究科長は、前条の学位授与の審議の結果について、学位授与審査結果通知書(様式第17号)により申請者に通知するものとする。

(学位論文の体裁及び書類提出時期)

第23条 学位論文の体裁及び学位申請関係書類の提出時期は、研究科長が別に定める。

## 第6章 修士の学位申請

(修士の学位申請)

第24条 修士の学位を申請しようとする場合の申請書類及び提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 学位申請書(修士)(様式第18号) 1部
- (2) 学位論文又は特定の課題に関する研究の成果 4部
- (3) 学位論文要旨(和文)(様式第11号) 4部

(修士の学位論文等の審査基準)

第25条 修士の学位論文等の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 研究の目的、方法、結果及び考察の一貫性並びに妥当性
- (2) 看護学研究としての独創性及び発展可能性
- (3) 論文発表及び当該発表時の質問への対応状況

(修士の学位論文審査)

第26条 本要領の第18条(第3項第3号を除く。)及び第20条、第21条、第23条の規定は、修士の学位申請について準用する。

- 2 修士の学位論文審査は、論文審査会の報告をもって研究科委員会で審議し、承認するものとする。
- 3 研究科長は、前条の学位授与の審議の結果について、学位授与審査結果通知書(様式第17号)により申請者に通知するものとする。

## 第7章 論文博士

(論文博士の論文審査申請資格)

第27条 学位規程第3条第4項に基づく学位論文の提出による博士の学位の取得(以下「論文博士」という。)を申請することができる者は、次のいずれかに該当し、かつ、学位論文審査申請に当たり研究科委員会委員の推薦を得ていることを要件とする。

- (1) 本研究科の博士後期課程において、学則第14条第3項に規定する年数の在学並びに授業科目の履修及び単位数の取得をし、必要な研究指導を受けて退学(以下「単位取得退学」という。)した経歴を有すること。
- (2) 大学院の修士課程若しくは博士前期課程修了者又はこれらと同等の学力を有すると認められる者で、4年以上の看護学の研究歴を有すること。
- (3) 大学を卒業した者で、7年以上の看護学の研究歴を有すること。



- (4) 前各号に該当しない者で、10年以上の看護学の研究歴を有すること。
- 2 前項第2号から第4号までの研究歴とは、次のいずれかに該当する期間をいう。
- (1) 大学、大学院又は短期大学の専任教員として看護学専門分野の研究指導に従事した期間
  - (2) 官公庁又は企業等の研究機関において看護学の研究に従事した期間
  - (3) 大学院博士後期課程の学生又は大学院の研究生として研究に従事した期間
  - (4) その他前3号に相当するものとして研究科委員会が認めた期間

(論文博士申請資格審査)

第28条 論文博士の申請をしようとする者は、論文博士申請資格審査を受けなければならない。

- 2 論文博士申請資格審査を受けようとする者の申請書類及び提出部数は、次のとおりとする。
- (1) 論文博士申請資格審査願(様式第19号)1部
  - (2) 履歴書(様式第20号)1部
  - (3) 学歴及び研究歴を証明する書類 1部

(論文博士の学位申請資格の審査)

第29条 論文博士の申請資格の審査は、研究科委員会において行う。

- 2 研究科長は、前項の申請資格審査の結果について、論文博士申請資格審査結果通知書(様式第21号)により申請者に通知するものとする。

(論文博士の学力確認)

第30条 学位規程第3条第4項による学力の確認は、提出された学位論文を中心として、看護学に関する事項及び外国語について口答又は筆答試問により行う。

- 2 学位規程第6条第1項に該当する場合には、前項の外国語の試問を免除する。

(論文博士申請書類)

第31条 論文博士の申請をしようとする場合の提出書類及び提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 学位申請書(論文博士)(様式第22号)1部
- (2) 学位論文 5部
- (3) 学位論文要旨(和文)(様式第11号)5部
- (4) 学位論文要旨(英文)(様式第12号)5部
- (5) 論文博士資格審査結果通知書の写し 1部
- (6) 副論文2編 4部
- (7) 学位論文審査料の払込を証する書類(学位規程第4条第3項に該当する場合を除く。)1部

(学位審査手続等の準用)

第32条 第18条から第23条までの規定は、論文博士の学位申請について準用する。

(単位取得後退学者への課程博士授与)

第33条 第27条第1項第1号に該当する者が、本学を退学した日の翌日から起算して3年以内に博士の学位授与の申請をし、当該学位の授与を認められた場合には、学位規程第3条第3項に該当するものとして扱う。

## 第8章 雑則

(教職員の責務等)

第34条 学位審査に関与する教職員は、不適切な便宜の授受又は指導形態等が発生することの無いよう、透明性、客観性の確保に努めなければならない。

2 前項に関する通報、相談等の対応は、公立大学法人岩手県立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程及び公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程に準じて行うものとする。

(雑則)

第35条 この要領に定めるもののほか、学位授与に必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長がこれを定める。

(附則)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日の前日において現に本研究科博士後期課程に在学する学生の研究指導科目の単位認定方法については、第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 次の内規及び要領は、廃止する。

- (1) 岩手県立大学大学院看護学研究科論文博士内規（平成18年4月26日看護学研究科委員会承認）
- (2) 看護学研究科の学生の学位論文等研究倫理審査要領（平成19年9月26日看護学研究科委員会承認）

附 則

この要領は、平成23年10月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。なお、今回の要領改正は新たな学位論文指導体制に基づいて改正したが、実際の過程で想定外の状況が生じた場合は、研究科委員会の義を経て、学生に不利益が生じないように柔軟な対応をとることができるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

[様式第1号～様式第18号 4～23ページに掲載]

[様式第19号～様式第22号 省略]

## 岩手県立大学大学院看護学研究科研究倫理審査規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手県立大学大学院看護学研究科学位授与手続要領（以下「要領」という）第7条第2項の規定に基づき、学生（研究生を含む。）の研究倫理審査（以下「審査」という）の基準及び研究倫理審査会（以下「審査会」という）について必要な事項を定める。

(審査の観点)

第2条 審査の実施にあたっては、特に次の各号の観点到に留意しなければならない。

- (1) 対象となる人の人権の擁護
- (2) 対象となる人に理解を求め同意を得る方法
- (3) 当該研究によって生ずる個人等への不利益および危険性
- (4) 対象となる人にかかる強制力の排除および軽減
- (5) 要項等によって定められた対象となる動物への配慮
- (6) 著作権等が設定されているものを使用する場合の許諾
- (7) 取得したデータの保管と消去
- (8) その他、当該研究において特に必要と判断された倫理的観点到

(動物研究の倫理審査)

第3条 動物研究については「公立大学法人岩手県立大学動物実験規程」に基づき審査する。  
なお、当該規程における「動物実験責任者および管理者」については、「研究指導教員」に読み替える。

(組織)

第4条 博士前期課程の審査会は、次の者をもって構成する。

- (1) 研究科委員会構成員
- (2) M<sup>Ⓞ</sup>の准教授
- (3) 倫理審査対象学生の副指導を担当するM合准教授
- (4) 研究科委員会の教員以外の有識者1名
- (5) 研究科委員会の教員以外で一般の立場から意見を述べることのできる者1名

2 博士後期課程の審査会は、次の者をもって構成する。

- (1) 研究科委員会構成員
- (2) 研究科委員会の教員以外の有識者1名
- (3) 研究科委員会の教員以外で一般の立場から意見を述べることのできる者1名

3 前項の審査会は、男女両性により構成するものとする。

4 審査に際し必要と認められる場合には、前項の構成員のほか、当該研究に関する専門的知識を有する者を加えることができる。

5 第4条第1項の(4),(5)ならびに第2項の(2),(3)に該当する構成員は、看護学研究科長が委嘱する。

(任期)

第5条 第4条第1項の(4),(5)ならびに第2項の(2),(3)に該当する構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(審査会長)

第6条 審査会長は研究科長とする。

- 2 審査会長は、会務を総理し審査会の議長となる。
- 3 研究科長の指名により、審査会長の代理を置く事ができる。

(審査会の招集及び議事)

第7条 審査会の会議は審査会長が招集する。

- 2 審査会は、3分の2以上の構成員の出席をもって開会し、議事は主指導・副指導の教員を除く出席者の3分の2以上の合意により決定する。
- 3 審査会長は審査を申請した学生を審査会に出席させ、意見等を聴くことができる。

(軽微・迅速審査)

第8条 審査会長は、すでに承認されたものの軽微な修正や、明らかに迅速な審査が必要であると判断される場合、構成員から若干名を指名して審査会を招集する事ができる。

(審査の判定)

第9条 審査の判定は、次の区分により行う。

- (1) 承認 研究倫理上の問題が無いもの。
- (2) 条件付承認 軽微な修正により承認の水準であると認められるもの。
- (3) 変更の勧告 勧告に基づいた大幅な修正が必要となるもの。研究倫理の再審査を要するものとする。
- (4) 不承認 研究倫理上の問題があり、研究の実施が認められないもの。

(審査結果報告)

第10条 審査会長は、審査が完了したときは、研究倫理審査報告書(様式第1号)により研究科長に報告するものとする。

(異議申立への対応)

第11条 異議申立書が提出された場合、研究科長は審査会を招集し、3週間以内に再審査の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

(記録の保存期間)

第12条 審査に関する書類の保存期間は、10年間とする。

(実施状況の報告及び調査)

第13条 研究科長は、承認された研究計画の実施状況について、当該研究を行う学生に対し定期又は随時に報告を求めることができる。

(実施計画の修正、研究の変更又は中止の命令)

第14条 研究科長は、前条の報告を受けた結果、研究倫理上の問題があると認められる場合には、研究科委員会の意見を聴いたうえで、当該研究計画の修正又は研究の変更若しくは中止を命ずることができる。

(庶務担当者)

第15条 審査会の庶務は、看護学部事務室において行う。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年10月27日から施行する。
- 2 休学中の学生については、当分の間、復学する前であっても、この規程に定める手続きを行うことができる。この場合において、研究期間については研究科委員会において承認されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

岩手県立大学大学院看護学研究科における研究に関する指針

岩手県立大学大学院看護学研究科学位論文の研究計画申請および研究倫理審査申請においては下記の倫理指針等を参考とすること。

「公立大学法人岩手県立大学研究倫理指針」（平成 19 年 11 月 8 日）

<http://www.iwate-pu.ac.jp/outside/renkei/info/data/rinri/rinri6.pdf>

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」

倫理指針（本文）（平成 29 年 2 月 28 日一部改正）

ガイダンス 平成 29 年 3 月 8 日一部改訂

「疫学研究に関する倫理指針」

倫理指針（本文）（平成 25 年 4 月 1 日一部改正）

「臨床研究に関する倫理指針」

倫理指針（本文）（平成 20 年 7 月 31 日全部改正）

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」

倫理指針（本文）（平成 29 年 2 月 28 日一部改正）

「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」

倫理指針（本文）（平成 27 年 8 月 12 日）

「手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方」

厚生科学審議会答申（平成 10 年 12 月 16 日）

\*以上の倫理指針等は、厚生労働省ウェブページから、閲覧が可能である。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyoku/i-kenkyu/index.html>)

「看護研究における倫理指針」

一般社団法人日本看護協会（平成 15 年 7 月 7 日）

([https://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/kangokenkyu\\_rinri.pdf](https://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/kangokenkyu_rinri.pdf))

「看護研究のための倫理指針」

国際看護師協会（訳：日本看護協会）（平成 14 年）

(<https://www.nurse.or.jp/nursing/international/icn/document/pdf/guiding.pdf>)

「子どもを対象とする看護研究に関する倫理指針」

一般社団法人日本小児看護学会（平成 27 年 9 月 30 日）

([http://jschn.umin.ac.jp/files/201510\\_child\\_kenkyu\\_rinri.pdf](http://jschn.umin.ac.jp/files/201510_child_kenkyu_rinri.pdf))

動物研究に関しては、岩手県立大学大学院看護学研究科研究倫理規定第 3 条にあるように、「動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省等）に基づいた、「公立大学法人岩手県立大学動物実験規定」に基づき審査が行われるので、当該規定に従い研究計画申請および研究倫理審査申請を行う。なお、国立大学法人動物実験施設協議会ウェブページ

([http://www.kokudoukyou.org/index.php?page=kisoku\\_index](http://www.kokudoukyou.org/index.php?page=kisoku_index)) には、動物実験関連法規等について詳しい記載があるので、参照すること。